

# IPトランスフォーメーション

～新たな知的創造サイクルの構築に向けて～

令和6年12月

知的財産戦略推進事務局

## 1. 知財戦略の振り返りと今後の方向性

## 2. イノベーション拠点としての競争力強化

- 創造人材の強化・ダイバーシティの実現
- 知財無形資産投資の促進
- 国際的求心力のある知財制度・システムの実現

## 3. AIの利活用による知的創造サイクルの加速化

**(↑ 3. は 第3回委員会で議論予定)**

---

# **1. 知財戦略の振り返りと今後の方向性**

# 過去の振り返り（日本の知財戦略）

## 知的財産基本法（2003年）から約20年、国内外の環境変化に合わせて求められる知財戦略も変化

### 2003年（平成15年） 知的財産基本法

第一条 この法律は、…我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況にかんがみ、…知的財産の創造、保護及び活用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、…知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進することを目的とする。

知的財産基本法の下、知的財産の創造、保護及び活用（知的創造サイクル）に関する施策を推進

### 2013年（平成25年） 知的財産政策に関する基本方針

我が国産業の競争力強化及び国民生活の向上のため、我が国はその知的財産をその強みとし、…知的財産における世界最先端の国となることを目指し、以下の3点を目標に…知的財産政策を組み立てていかななくてはならない。

- 他国を追従するのではなく、国内外の企業や人を引き付けるような世界の最先端の知財システムを構築すること。
- アジアを始めとする新興国の知財システムの構築を積極的に支援し、我が国の最先端の知財システムが各国で準拠されるスタンダードとなるよう浸透を図ること。
- 世界最先端の知財システムから生ずる知の担い手となる創造性と戦略性を持った人財を絶えず輩出し続けること。

知的財産基本法施行から10年。世界最先端の知財システム構築等を目指すことを提唱

### 2018年（平成30年） 知的財産戦略ビジョン

2025年から2030年頃を見据え、来るべき社会像と価値の生み出し方、そしてそれを支える知的財産システムについて、中長期の展望及び施策の方向性を示す。

知的財産基本法施行から15年。国内外環境を踏まえ、新たな知財戦略ビジョンとして価値デザイン社会を提唱

# 過去の振り返り（日本の知財戦略）

## 直近は国内外の環境変化がさらに加速、新たな環境変化に合わせて知財戦略を策定

### 新たな情報財としての「データ」を巡る動向、「AI」技術の急速な進展

・知財制度は過去になかった新たな制度的課題と直面。新たな情報財としての「データ」を巡る動向、「AI」技術の急速な進展によるAI生成物の知財制度上の取扱い、開発者と権利者の保護調整への対応が急務に。

- ・「次世代知財システム検討会」、「新たな情報財検討会」を経て、諸外国に先んじて先進的な制度を整備  
(ex) 平成30年著作権法改正、平成30年不競法改正（限定提供データ）等

### 経済安全保障の概念の登場

・地政学的リスクや経済安全保障を加味した高度なインテリジェンス機能も知財に求められる時代に。

- ・地政学的リスクの高まりを受け、日本も経済安保推進法（含 特許出願非公開制度等）を整備  
(ex) 令和4年経済安保推進法成立、平成27年・令和5年不競法改正（営業秘密保護強化）等

### 社会課題解決への貢献

・Society5.0、サーキュラーエコミーの実現、気候変動をはじめとするサステナビリティ課題など社会課題解決が、企業の価値向上にとっても重要となる時代に。社会課題解決でも、知財・無形資産の活用や標準化によるルール形成が鍵に。

- ・社会・環境問題の解決に資する知財・無形資産創出の推進
- ・インパクト投資の登場など、企業は製品・サービスの提供に留まらず、社会に与える価値の説明が一層求められる時代に。  
(ex) 「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」の策定（令和4年）、GX技術区分表を用いた特許情報分析結果の国内外への発信、SX銘柄の選定（令和6年～）等

# 過去の振り返り（主要国の知財戦略）

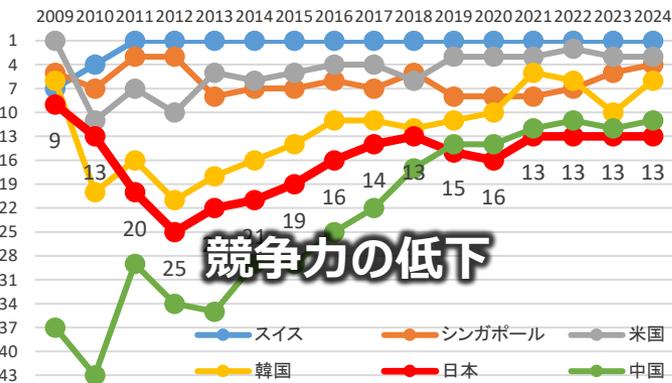
## 主要国も中長期の知財戦略を策定するとともに、新たな環境変化に合わせて対応

		主要な知財戦略 / 環境変化への対応
米	長期戦略	<b>「2022-2026 Strategic Plan」</b> ・米国特許商標庁のビジョンやミッション、知財施策等を記載。米国のイノベーション力の維持・強化を重視
	環境変化対応	・AIの安全性に関する大統領令を発出、イノベーション促進とリスク対応を各省庁に指示。米国AI安全研究所を設置 ・中国政府による技術移転、知的財産権及びイノベーションに関する行為、政策又は慣行に対する通商法301条に基づく追加関税措置。先端技術分野における輸出管理。国家安全保障にとって重要な機微技術・製品（半導体、量子情報技術、AI）に係る対外直接投資規制。
欧	長期戦略	<b>「Intellectual Property Action Plan」</b> ・欧州単一特許制度の早期発効、国際標準特許の透明性確保、欧州データ戦略等を記載
	環境変化対応	・各種のデータ・AI関連法を相次いで制定、GAIA X等のデータ基盤を整備 ・欧州経済安全保障戦略を策定、先端技術の流出を防ぐための規制を強化 ・サステナビリティ関連の各種ルール形成で主導権確保を狙う
中	長期戦略	<b>「知的財産権強国建設綱要2021-2035年」</b> ・知財権の創造、活用、保護、管理とサービスレベルを全面的に向上させることを記載 ・2025年までに知財権強国建設への成果を上げ、2035年までに知財権の総合的競争力を世界トップレベルとすることを記載
	環境変化対応	・AI、ビッグデータなど新分野の知財権立法を加速化、AI生成物の知財権保護規則の整備を検討 ・サプライチェーンの強化（半導体や先端技術の国産化）、輸出管理法やデータ安全法の制定
韓	長期戦略	<b>「国家知識財産基本計画2022～2026」</b> ・国家戦略分野コアIPの競争力確保、イノベーション成長持続とスタートアップ育成、デジタルIP侵害防止・保護能力強化が大目標
	環境変化対応	・AI等のデジタル新技術を活用したIP分析を通じてコア（標準）IPを先取り、グローバル主導権を確保 ・AI創作物に対する権利保護検討のため、国際動向を考慮して著作権法改正又は特別法制定 ・AI等の核心技術分野の国際標準人材プールを拡大、専門家を選定して国際標準会議の参加及び対応を支援
星	長期戦略	<b>「Singapore IP Strategy 2030」</b> ・知財を海外資本誘引に活用。知財を活用してグローバルなイノベーション企業を誘引すること、シンガポールを知財のグローバルハブにすることを旨とする。知的財産(IP)に加え知的資産(IA)も重視し両者を並列して記載
	環境変化対応	・国家AI戦略を策定、AI技術の開発・利用促進のためIP/IA制度を見直し、各種のデータ・AI関連法を整備 ・知財のグローバルハブを目指し各種制度を整備

# 日本の競争力の現状

- 環境変化や主要国動向を踏まえて知財戦略を推進するも、日本の競争力は長期的に低落傾向
- グローバル化とデジタル化への遅れが顕著な課題。両課題解決への新たな発想転換が知財戦略でも必要

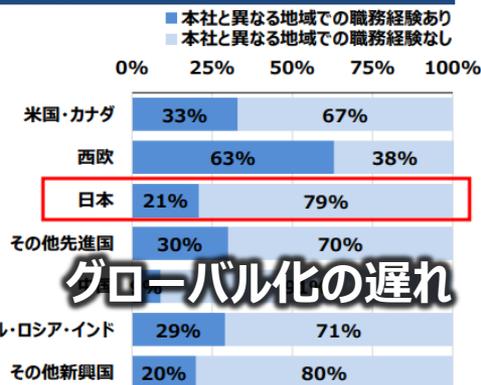
## グローバルイノベーション指数 (GII) ランキング



**競争力の低下**

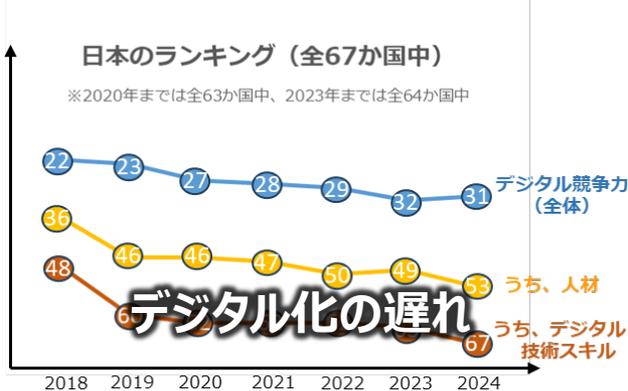
出典：WIPO「Global Innovation Index 2024」

## 就任したCEOのグローバル経験 (2018年)



**グローバル化の遅れ**

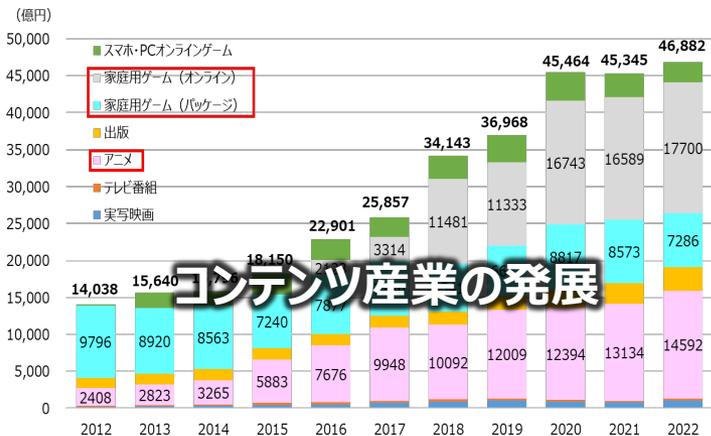
出典：経済産業省「経済産業政策新機軸部会 (第3回)」資料4 (2022年2月)



**デジタル化の遅れ**

出典：経済産業省「デジタル時代の人材政策に関する検討会 (第5回)」資料3-1 (2022年3月)、及び、IMD世界デジタル競争力ランキング

- コンテンツ産業やクールジャパン関連産業は大きく発展。日本の国家ブランドや魅力は世界トップクラスに
- 他方、グローバルでの収益拡大については課題であり、知財マネジメント高度化の必要性

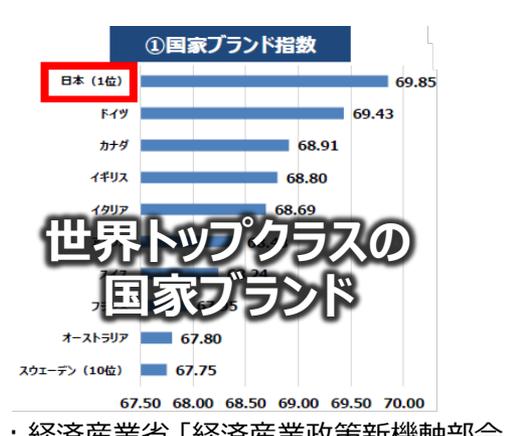


**コンテンツ産業の発展**

出典：内閣府「新たなクールジャパン戦略」(2024年6月)



**クールジャパン関連産業の発展**



**世界トップクラスの国家ブランド**

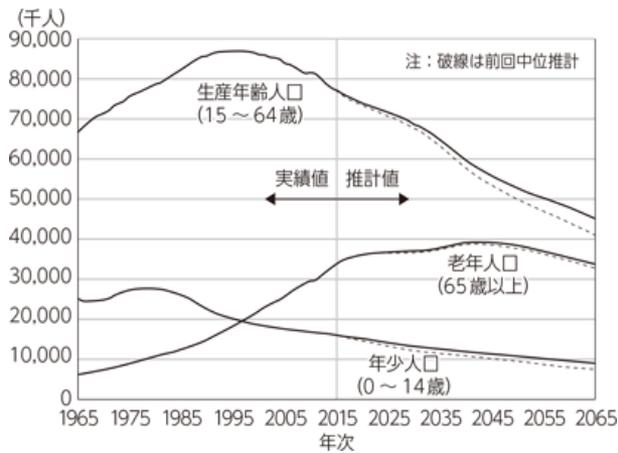
出典：経済産業省「経済産業政策新機軸部会 第3次中間整理参考資料集」(2024年6月) 6

# 今後の知財戦略の方向性

将来的には以下の環境変化も起きると想定（詳細は前回会議資料を参照）

## ①イノベーション人材の減少

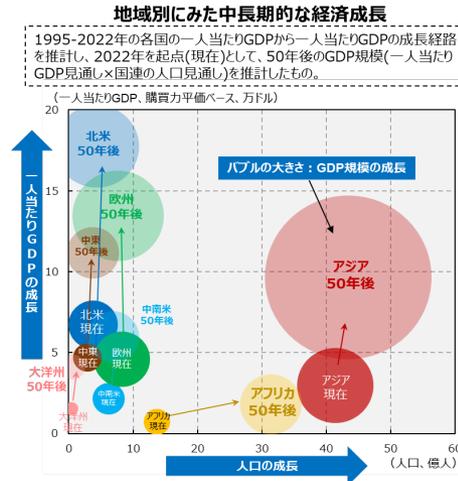
人口減少に伴いイノベーション人材（知財創造人材）も減少見込み



出典：総務省「情報通信白書 令和3年版」

## ②グローバル市場の成長

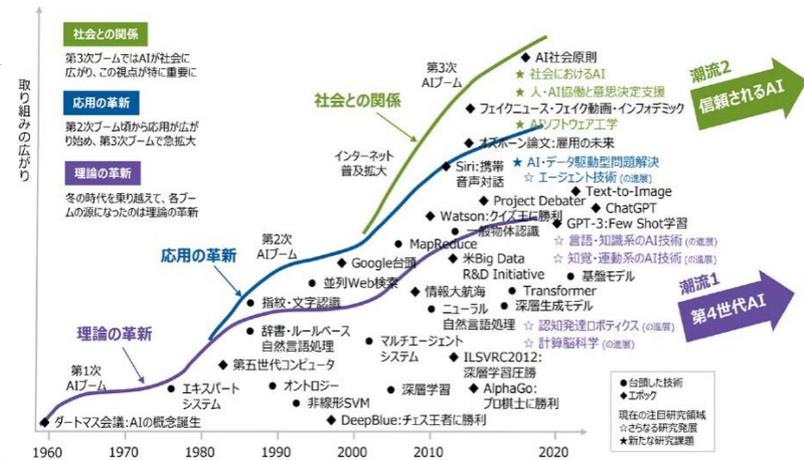
国内市場は頭打ちとなる一方、グローバル市場は引き続き成長



出典：経済産業省「通商白書2024」概要版（2024年7月）

## ③革新技術の進展

AI技術の急速な進展と社会経済システムへの大きな変革が見込まれる



出典：科学技術振興機構研究開発戦略センター「人工知能研究の新潮流2」（2023年7月）

# 日本の競争力の現状（前頁）と将来の環境変化（上記）を踏まえた今後の知財戦略の方向性

### 日本の競争力の現状

グローバル化の遅れ

デジタル化の遅れ

コンテンツ・CJの発展

### 将来の環境変化

イノベーション人材減少

グローバル市場の成長

革新技術(AI)の進展

- イノベーションをリードするには国内のみでの対応はもはや限界。**グローバル知的資本の積極的誘引**（含 人材・拠点）、**AIの積極活用**等を前提に新たな知的創造サイクルを検討
- コンテンツ/CJ関連産業の発展に伴い向上する**日本の国家ブランドや魅力**を、日本の貴重な知的資本として再認識し、**グローバル知的資本の誘引にフル活用**

# 今後の知財戦略の方向性

## 新たな知的創造サイクル（案）

- ・世界は高付加価値経済に転換。付加価値の源泉は知的資本そのもの、知的資本の活用が問われる時代へ
- ・日本の知的資本（技術力、コンテンツ力、国家ブランド等）をフル活用してグローバル知的資本を誘引・集積するとともに付加価値創出にAIを積極活用。誘引したグローバル知的資本も巻き込みながらグローバル展開を強化
- ・グローバルでのマーケティングや収益最大化を強く意識した「創造」「保護」「活用」の強化

➔ **国内外の社会課題の解決を図る「新たな知的創造サイクル」の構築。**



## 施策例

### 創造人材の強化・ダイバーシティの実現

- ex. ダイバーシティの実現（含む、グローバル人材の取込み）
- ex. 創造教育の一層の促進・博士人材の活躍
- ex. 優先的な研究開発領域の特定・リソース投下
- ex. クリエイター支援（労働環境等整備）

### 知財・無形資産投資の促進

- ex. 知財・無形資産投資の可視化を通じた資金獲得の促進（企業・大学）
- ex. 大学発知財の取扱いの明確化
- ex. 経営と知財の一体化

### 国際的に求心力ある制度・システムの実現

- ex. 知財制度のレビュー・強化の検討
- ex. 外国語出願対応の強化
- ex. 東南アジア諸国等への積極的な知財システムの普及

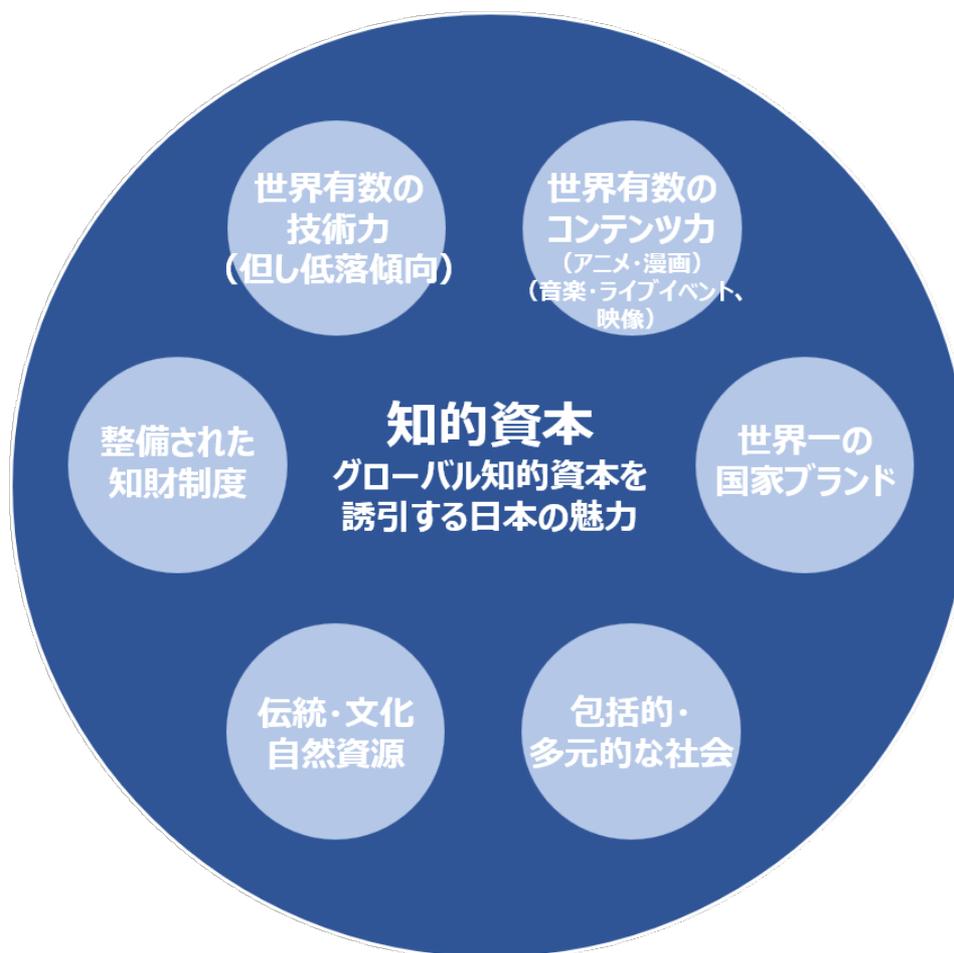
### グローバル市場の獲得

- ex. IP（コンテンツ）を核とする経済圏の確立
- ex. 知財マネージメントの高度化（契約交渉・経営等）
- ex. 標準戦略に基づく市場獲得

# 今後の知財戦略の方向性

## 日本の知的資本

- ・ グローバル知的資本を誘引する日本の魅力には、技術力、コンテンツ力、国家ブランド等、広義の知的財産の要素が多く含まれる。これらを最大限活用する施策も検討するべきではないか
- ・ 技術力（製造業）、コンテンツ力（コンテンツ産業）、国家ブランド（クールジャパン関連産業）に横串を通し、業界を越えた対応強化等を検討する余地もあるのではないか



---

## **2. イノベーション拠点としての競争力強化**

# イノベーション拠点としての競争力強化（総論）

## 目指す姿

- アジアにおける一大研究開発拠点・イノベーションハブとしての地位の確立。
  - 知的資本（知、技術、資金）の国内への集積。
  - 知的財産・無形資産を最大限活用して成長する「価値創造大国」へ。
- **「コストカット型経済」から「高付加価値型経済」への転換**の実現。

## 課題と「対応強化」の方向性

\* は、主に下部部会で議論頂く項目。

### □ 人口減に伴う創造人材の減少

※発明集中年代は将来に亘って減少。国内人材の底上げ・グローバル人材の取り込みが課題。

### □ 研究者数の低迷

※研究者にとって魅力ある環境整備（報酬・ダイバーシティ等）が課題か。

### □ 研究開発費の伸び悩み／無形資産比率の割合の低迷

※知財・無形資産の価値を財務諸表と紐づけ、その重要性を語ることができる経営人材の少なさ。

### □ 欧米に比して低い海外特許出願比率

※市場規模が影響か。イノベーションハブを支える特許制度・システムの強化。

### <創造人材の強化・ダイバーシティの実現>

- ダイバーシティの実現（含む、グローバル人材の取り込み）
- 創造教育の一層の促進・博士人材の活躍
- 優先的な研究開発領域の特定・リソース投下
- **クリエイター支援（労働環境等整備）**

### <知財・無形資産投資の促進>

- 知財・無形資産投資の可視化を通じた資金獲得の促進（企業・大学）
- 大学発知財の取扱いの明確化
- 経営と知財の一体化（特に、価値創造の牽引役としてが期待されるスタートアップへの知財戦略の組み込み）

### <国際的に求心力ある制度・システムの実現>

- 知財制度のレビュー・強化の検討
- 外国語出願対応の強化 等

### <グローバル市場の獲得>

- **IP（コンテンツ）を核とする経済圏の確立**
- **知財マネジメントの高度化（契約交渉・経営等）**
- **標準戦略に基づく市場獲得**

---

**創造人材の強化・ダイバーシティの実現**

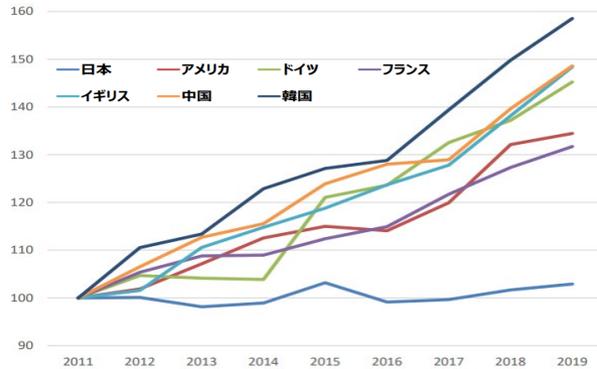
**～世界から「創造人材」が集結する  
イノベーションハブの形成～**

# 今後10年で解決・底上げを図るべき課題

- 研究者数の低迷傾向が続いている状況において、海外人材への期待は高い。
- 留学生の受入は、イノベーションを牽引するトップレベルの人材の獲得、ダイバーシティ深化の観点からも重要。
- 女性研究者の数、デジタル人材への手当ても並行して進める必要あり。

主要国における民間部門の研究者数

2011年を100とした推移



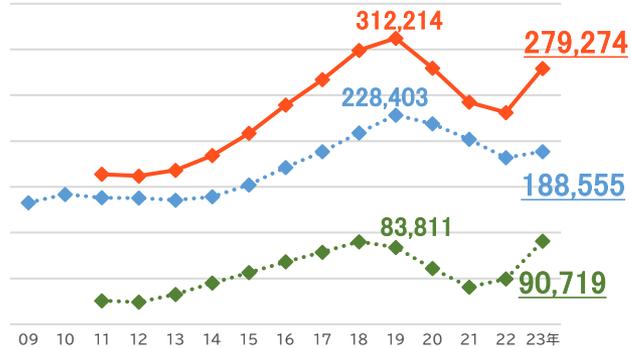
出典：経済産業省産業構造審議会研究開発・イノベーション小委員会「イノベーション循環を推進する政策の方向性」（2023年6月）

女性研究者の割合の国際比較



出典：特許庁「産業構造審議会知的財産分科会（第19回）」資料2（2024年3月12日）

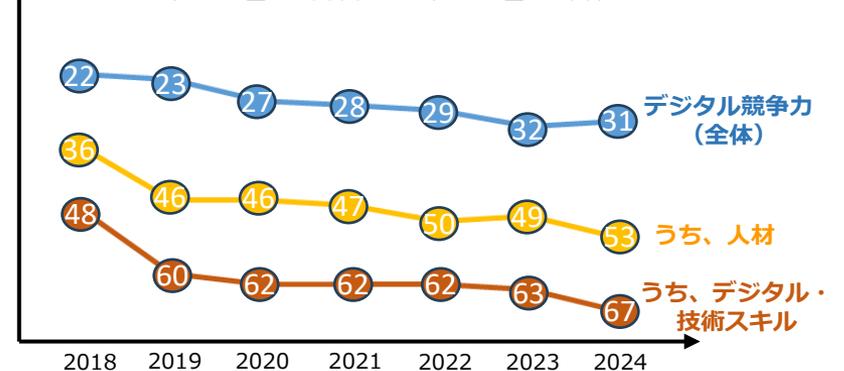
外国人留学生数、うち高等教育機関、うち日本語教育機関



出典：独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」

日本のランキング（全67か国中）

※2020年までは全63か国中、2023年までは全64か国中

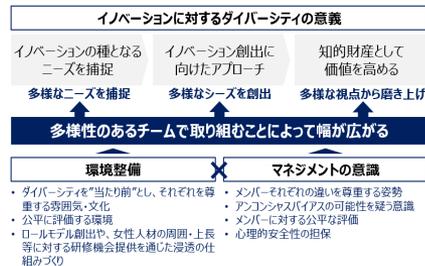


出典：経済産業省「デジタル時代の人材政策に関する検討会（第5回）」資料3-1（2022年3月）、及び、IMD世界デジタル競争力ランキング

# 対応の方向性 ①ダイバーシティの実現

- イノベーションを創出する人材を支える環境として、多様性（ダイバーシティ）や包摂性（インクルージョン）が注目。
- 多様性に含まれる属性は広く（例：性別、年齢、国籍、価値観、キャリア、経験等）、各人材の活躍を促進するための環境整備の在り方や実証などの取組が進められている。
- 現在、特許庁は、イノベーションの創出に寄与する環境について調査研究しており、知財エコシステム内の幅広い組織に属する発明者から、多様性や包摂性に関する取組状況等の事例を収集している。

- 特許庁では、知財エコシステムにおける多様性と包摂性を推進するために、女性の活躍を促進するための環境整備の在り方を調査研究し、結果を公表。



（出典）特許庁、知財エコシステムにおけるジェンダーの多様性と包摂性に関する調査研究、2024年

- 文科省では、出産・育児等のライフイベントと研究との両立や女性研究者の研究力向上を通じたリーダーの育成を一体的に推進するダイバーシティの実現に向けた大学等の取組を支援するため、「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」を実施。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/lifeevent/1418878.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/lifeevent/1418878.htm)

- 国内スタートアップを対象とした調査の集計結果に基づき、スタートアップ創業メンバーの多様性（職歴、学歴、年齢）と企業成長の関係を検証したところ、以下調査研究結果が判明。
  - ・スタートアップ創業メンバーの人数の多さ、学歴や職歴の多様性は事業成長（資金調達ラウンド）に正の効果をもたらす。
  - ・年代の多様性と事業の成長（売上高）の間には逆U字の関係（20、30歳程度の差が適度）がある。

（出典）伊東、金間、渡部、樽谷、加賀、村中、「国内スタートアップの国際化と企業成長に関する要因分析 -エコシステムの形成と発展を目指して-」、2024年  
<https://ifi.u-tokyo.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2024/09/WP033.pdf>

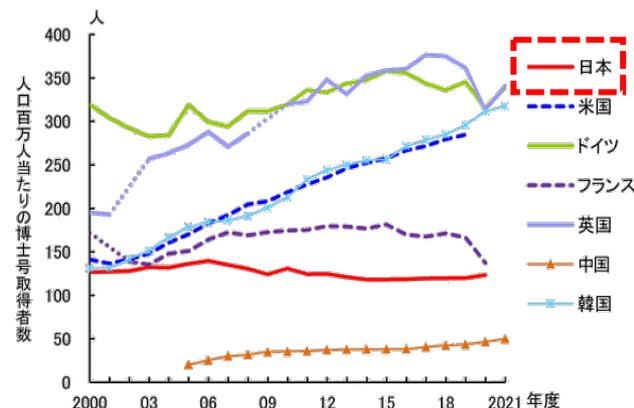
- 内閣府男女共同参画局では、女性の活躍促進に関する様々なコンテンツを提供。

<https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/index.html>

# 対応の方向性 ②博士人材の活躍

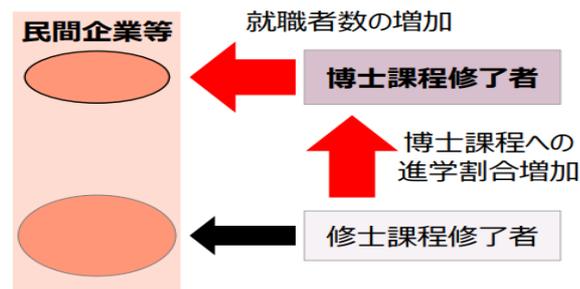
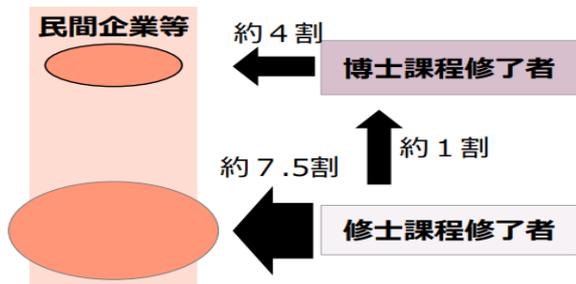
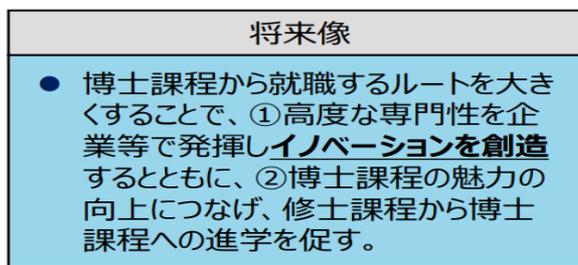
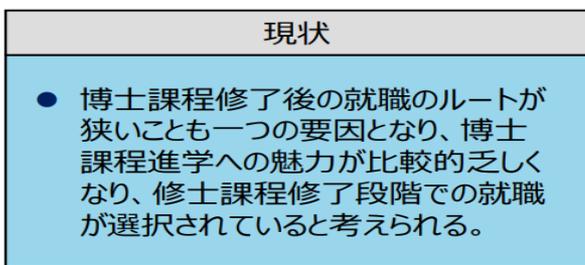
- 日本の人口100万人当たりの博士号取得者数は、米英独韓と比較して3~4割程度に留まる。
- 本年8月、経済産業省及び文部科学省は、特に博士人材の就職のために、産学が取り組むべき実務的な事項について議論すべく検討会を立ち上げ。
- 検討会では、主に以下課題を取り上げ、手引き・ガイドブック（仮）やロールモデル事例集（仮）について議論中。
  - ✓ 「採用意欲のある企業」が、効果的な採用を実施するために取り組むべき事項
  - ✓ 「博士課程を持つ大学」が、博士学生の就職活動を支援するために取り組むべき事項

人口100万人当たり博士号取得者（博士人材）の推移



出典：科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2023」

## 目指す姿

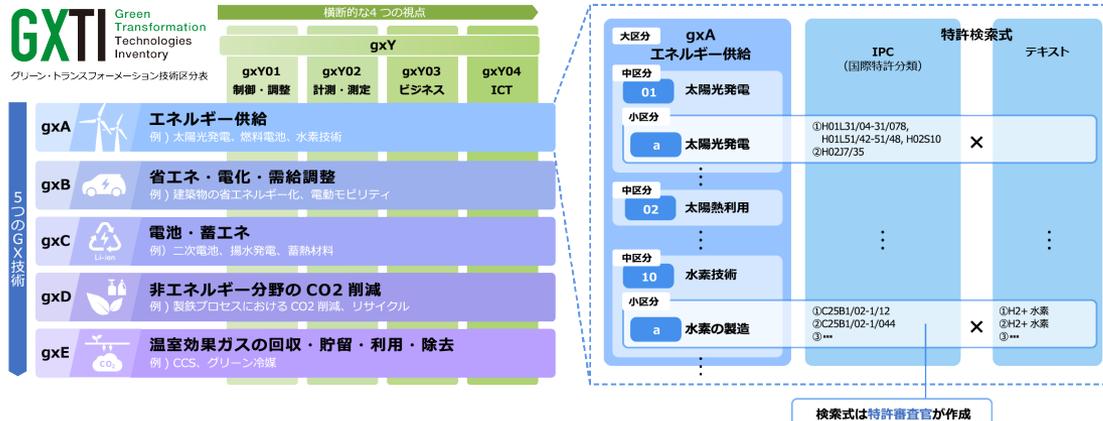


出典：経済産業省、文部科学省「博士人材の民間企業における活躍促進に向けた検討会（第1回）資料2」

# 対応の方向性 ③勝ち筋の特定と政策リソースの集中投下

- 来春策定予定の「国家標準戦略」では、**経済安全保障、環境ルール、先端技術等**、我が国の産業・社会へのインパクトが大きい等の観点から、戦略的に国際標準の活用を推進する代表的な領域（戦略領域）等を設定し、支援体制を整備する予定。
- 本年春に策定した「新たなクールジャパン戦略」では、**コンテンツ産業を基幹産業として、PDCAサイクルを回すことを明記**。
- GX領域では、特許庁がGX関連技術のデータベースであるGXTIを公開し、**GX関連技術の可視化**を行うことで同分野の民間ベースでの投資を促す取組を実施し、普及促進。

## ■ グリーン・トランスフォーメーション技術区分表（GXTI）



## ■ GXTIの3つの特徴

5つのGX技術と横断的な4つの視点で、GX技術を俯瞰

公表された特許検索式で、誰でも、同じ条件で、調査可能

国際特許分類（IPC）に基づく式で、世界中の文献が検索可能

## ■ GXTIを用いた特許情報の分析結果の活用例

- ◆ 企業等は、自社の有するGX関連技術の強みや弱みを把握でき、エビデンスデータベースで自社の経営戦略や研究開発戦略の立案に活用。
- ◆ 企業等は、投資家等に対し、GX関連技術に関する自社の研究開発力の優位性を特許情報に基づいてエビデンスデータベースで説明。
- ◆ 政府機関やNPO等は、特許情報を活用することで、途上国を含めた世界各国・地域のGX関連技術の動向を可視化でき、エビデンスデータベースで世界各国・地域のGXへの取組を後押し。

# (参考) 豪戦略政策研究所 (ASPI) 重要技術トラッカーのランキング

- 中国は現在64の重要技術のうち57でリードし、昨年の52から増加。一方、アメリカは2003-2007年では60の技術で研究をリードしていたが、現在はわずか7つの技術で研究をリードしているにとどまる。
- 韓国はAIとエネルギー・環境分野を中心に24の技術でトップ5に入っている。一方日本は8つの技術にとどまっている。

表1 重要64技術での論文所有率が首位の技術数

		
2003-2007年	60	3
2019-2023年	7	57

表2 重要64技術での論文所有率が5位以内の技術数  
( ) 内は技術数

						
	日本	韓国	中国	インド	イラン	サウジ アラビア
高度情報通信技術(7)	0	3	7	6	1	2
先端材料製造(13)	2	6	13	11	4	0
AI、コンピューティング、通信(6)	0	4	6	6	0	1
バイオテクノロジー、遺伝子技術、 ワクチン(7)	2	1	7	4	1	0
防衛、宇宙、ロボット工学、輸送(7)	0	1	7	2	0	0
エネルギー、環境(8)	1	6	8	7	1	1
量子テクノロジー(4)	2	0	4	2	0	0
センシング、タイミング、 ナビゲーション(9)	1	2	9	4	0	0
AUKUS関連独自技術(3)	0	1	3	3	1	0
合計	<b>8</b>	<b>24</b>	<b>64</b>	<b>45</b>	<b>8</b>	<b>4</b>

※重要技術・・・経済、社会、国家安全保障、防衛、エネルギー生産、健康、気候安全保障の基盤となる64の技術をASPIが選定

出典：豪戦略政策研究所：ASPI's two-decade Critical Technology Trackerより内閣府知的財産戦略推進事務局が加工

# <参考施策> 創造教育の推進（知財創造教育）

- 「普及実践ワーキンググループ」報告書(2021年3月)に示された知財創造教育の普及実践に向けた取組を具体化したアクションプランに従い、状況把握等のフォローアップを実施。

## ■ 知財創造教育で取り組むべきアクションプラン

### ① 知財創造教育を知る

- 教育現場に知財創造教育を確実に届けることができる場や機会の活用推進
  - ✓ 各種教育研究会や日本教育学会など、様々な場を活用した知財創造教育の発信
- 学校段階に応じた知財創造教育の浸透
  - ✓ 知財創造教育に関する情報を学校段階ごとに整理し発信
- 知財創造教育による効果の可視化の検討
  - ✓ 知財創造教育の効果の測定手法を検討し、効果を教育関係者と共有
- ポータルサイトによる一元的な情報発信
  - ✓ 知財創造教育に関するポータルサイトの立ち上げと情報を集約した発信
- 教員が「知財」を学ぶための場の提供
  - ✓ 教員向けの講習・セミナーの開催に向けた取組
- 大学の教育課程への「知財教育」の充実
  - ✓ 教育学部への「知財創造教育」の導入推進
  - ✓ 教養教育への「知財教育」の導入推進

### ② 知財創造教育を実践する

- 実践につながる教育プログラムの一層の充実と提供
  - ✓ 教科書からの知的財産に関連する部分の抽出と、抽出結果の発信
- 指導方法の具体的なイメージにつながる情報の提供
  - ✓ 実践事例の収集と公表。公開授業に関する情報発信
- 教員ネットワークと連携した取組
  - ✓ 教員が参画するネットワークを通じた、知財創造教育の実践支援
- 外部人材（学校支援人材）との連携
  - ✓ キャリア教育コーディネーターとの連携

### ③ 知財創造教育の実践を継続する

- 教員の取組から学校への取組への移行
  - ✓ 学校長への情報発信の強化。地域の学校の地域コンソーシアム参加推進
- 教員・学校を後押しする仕組みの整備
  - ✓ 知財創造教育の推進拠点となる学校や教員の認定・公開

# <参考施策> 知財教育全般の取組例 (山口大学)

- 山口大学では知財教育を2013年から全学で必修化を進めるなど積極的な取組を実施。
- 2015年からは文科省認定「教育関係共同利用拠点」として、これまで蓄積した教材や指導方法を他大学にも共有し、各大学等の知財教育実質化と自立化等も支援。

## 知財教育の必修化



●知的財産特論 ※大学院必修知財科目



農学部 Sさん  
将来、就職してから文系でも理系でも知的財産は必要不可欠な知識だと思う。

理学部 Uさん  
自分が今後、大学で研究をしていく中で理解しておくべき内容が多く、関心を持った

## 知財教育研究共同利用拠点

### 山口大学の知財教育資源 (山大モデル)

① 知財教育教材・授業ノウハウ一式

- 指導書
- 授業ビデオ
- アクティブラーニング
- 反転学習

② 教育効果測定・データ分析等

③ 知財実務 ノウハウ

④ 教育用 特許検索システム (YUPASS)

### 全国に拡大・定着

各大学に即した多様なFD

- 1 学部教養教育
- 2 学部専門教育 (文理とも)
- 3 大学院教育 (文理とも)
- 4 教育学部・教職大学院
- 5 大学教育全般
- 6 ものづくり教育、デザイン科学教育等

FD-SDセミナー

履修証明プログラム

地方協力校 9大学

実務に必須なSD

- 1 URAセクション
- 2 産学連携セクション
- 3 利益相反と兼業判断セクション
- 4 全教職員

教育資源の改善・拡充

### 実績

FD等受講者数 (H28~R5)	
FD	63,428
SD	12,397
その他	41,458
合計	117,283

開発教材数 (科目単位)

＜学部生対象＞

全学必修

「知的財産入門」

法律系 6科目

「特許法」

「意匠法」

「商標法」

「著作権法」

「不正競争防止法」

「種畜法」

「ものづくりと知的財産」

「農業と知的財産」

「コンテンツ産業と知的財産」

「知財情報の分析と活用」

「標準化と知的財産」

「技術経営と知的財産」

「知的財産管理論」

「著作権と市民社会」

「情報法と知的財産」

「教育現場と知的財産」

＜院生対象＞

大学院必修

「知的財産特論」

人文社会系も充実

大学院科目も対応

※赤字は今和5年度以降の新規取組事項

「狭義の知的財産権だけでなく、無形資産全体をイノベーション創出の資源とした「価値デザイン社会」を実現する「知的財産創造の担い手」を育成

# <参考施策> 拠点整備（グローバル・スタートアップキャンパス構想）

- 日本人研究者と海外研究者によるディープテック分野（バイオ、クライメットテック、AI・ロボティクス等）の共同研究を実施。世界中から投資家や起業経験者などの人材を集め、多様な人材がその能力を最大限発揮できるように英語が公用語。
- 知財、ビジネス支援の専門スタッフが国内外のベンチャーキャピタルやアクセレーターと連携し、生み出された成果をもとにした事業創出を支援。

「グローバル・スタートアップ・キャンパス構想」  
 関連リンク：[グローバル・スタートアップ・キャンパス構想（内閣官房）](#)



ツール	補助金	税制	表彰	イベント	その他
支援対象	起業家・経営者	投資家	従業員	事業会社	その他
ステージ	シード	アーリー	ミドル	レイター	その他

予算額 **581**億円      問い合わせ先      内閣官房 グローバル・スタートアップ・キャンパス構想推進室

## ■ 概要

- ディープテック分野に特化した研究機能と国際標準のインキュベーション機能を兼ね備え、スタートアップ創出等の手法を通じて様々な社会的インパクトをグローバルに生み続けることを使命とする「グローバル・スタートアップ・キャンパス」を東京都心（目黒・渋谷）に創設。
- キャンパスが世界に対する“窓”として機能し、海外のトップ大学等との協力などを通じた、起業を目指した研究者を対象とした共同研究、フェロシップ、起業家育成、及び、事業化支援、BD・IP人材育成、海外VCとのネットワーキングなどを通じて、世界に挑戦するスタートアップを創出。



## ■ ツールを使うまでの流れ



# <参考施策> グローバル人材の活用（在留資格の一覧）

○広く在留資格がある中、特別高度人材（J-Skip）、未来創造人材（J-Find）等の別枠が用意され、海外からの高度外国人材の我が国への受入れ促進を図っている。

## 在留資格

### 高度専門職

ポイント制（※1）により高度専門職（1号又は2号）を付与

### 特別高度人材（J-Skip）

ポイント制に拠らず、学歴又は職歴と年収により高度専門職（1号）を付与

### 未来創造人材（J-Find）

3要件（※2）すべて満たすことで就職活動等の活動のための在留資格（特定活動）を付与

...

※1：「学歴」、「職歴」、「年収」などの項目ごとにポイントを設け、ポイントの合計が一定点数（70点）に達した場合に、出入国在留管理上の優遇措置を与える。

※2：（1）3つの世界大学ランキング（①アカデミック・ソシエティ・パブリック・アカデミクス・ワールド・ユニバーシティ・ランキング、②タイムズ・社公表のTHEワールド・ユニバーシティ・ランキング、③シャanghai・ランキング・コンソルチウム公表のアカデミック・ワールド・ユニバーシティズ）中、2つ以上で100位以内にランクインしている大学を卒業、又はその大学の大学院の課程を修了して学位又は専門職学位を授与されている、（2）卒業から5年以内、（3）滞在当初の生計維持費20万円の所持

## 在留資格一覧表（抜粋）

在留資格	該当例	在留期間
教授	大学教授等	5年、3年、1年又は3月
芸術	作曲家、画家、著述家等	5年、3年、1年又は3月
高度専門職	ポイント制による高度人材（右参照）	（右参照）
経営・管理	企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年、6月、4月又は3月
研究	政府関係機関や私企業等の研究者	5年、3年、1年又は3月
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等	5年、3年、1年又は3月
興行	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年、6月、3月又は30日
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

## 高度専門職（活動分類等）

在留資格（高度専門職）	活動分類	在留期間
1号（※3）	イ 高度学術研究活動	5年
	ロ 高度専門・技術活動	
	ハ 高度経営・管理活動	
2号（※4）	略	無期限

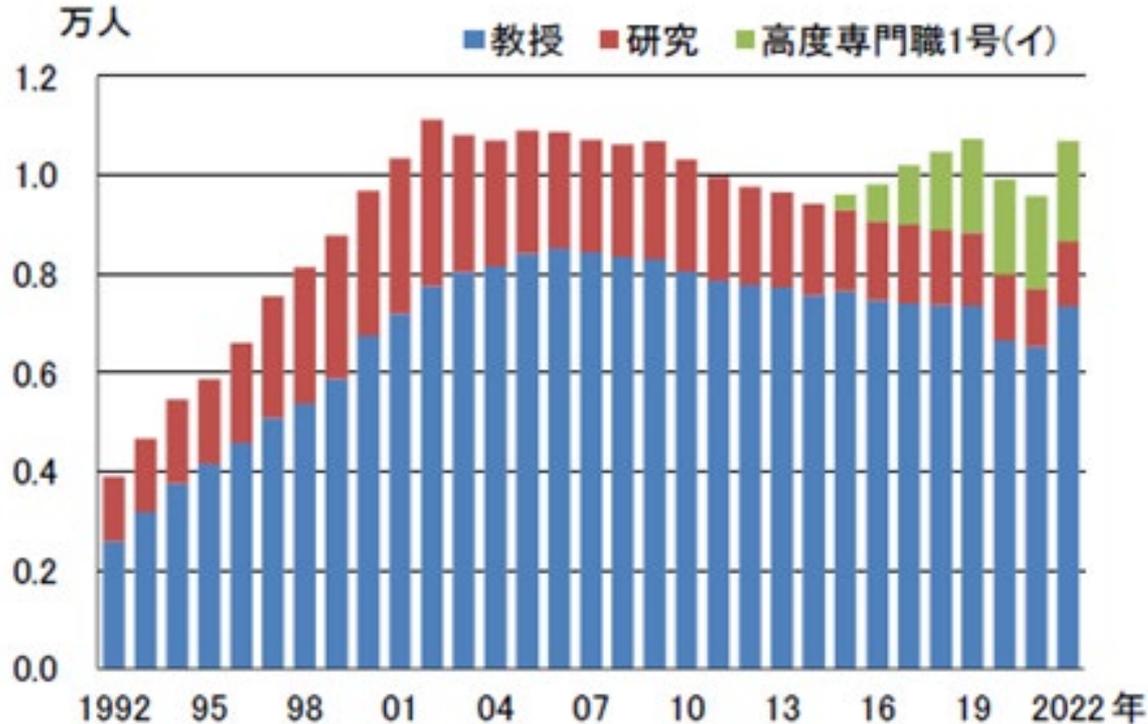
※3：高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であって、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの

※4：1号に掲げる活動を行った者であって、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものが行う別途掲げる活動

# <参考施策> グローバル人材の活用（高度専門職の状況）

○高度専門職1号取得者は年々増加している中、高度学術研究活動に携わる者（高度専門職1号（イ））は、日本における外国人研究者数の減少分を補っている。

## 日本における外国人研究関連者数の推移



注：

1) 該当年の12月のデータである。

2) 在留資格が「教授」、「研究」、「高度専門職1号(イ)」を分析対象とする。

資料：法務省、「在留外国人統計（旧登録外国人統計）」を基に、科学技術・学術政策研究所が集計。

参照：コラム表2-2

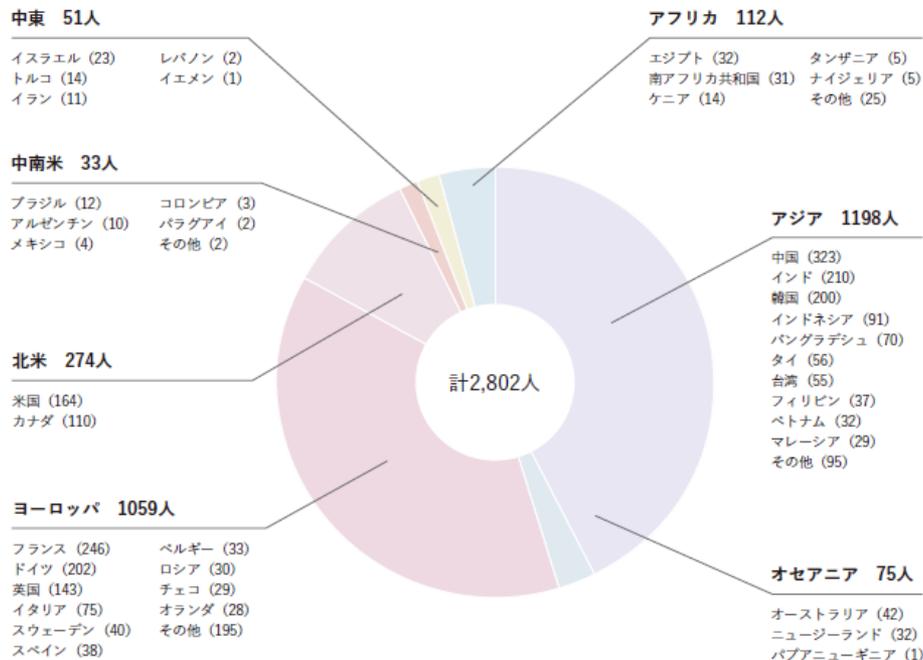
出典：NISTEP「科学技術指標2024」

# <参考施策> 外国からの研究者等の受入れ

- 優秀な外国人若手研究者等を大学等研究機関に招へい。
- JSPS(日本学術振興会)では、1960年から「外国人招へい研究者」(助教・准教授・教授級 14日～10か月)を受入れ。併せて、1988年からは諸外国の若手研究者を「外国人特別研究員」(博士号取得前後1～24ヵ月)として大学等に招へい。
- JST(科学技術振興機構)では、2014年から「さくらサイエンスプログラム」を開始し、海外の優秀な若者を日本の研究機関等へ短期間(1～3週間)招き、2023年までに約4万人を招へい。

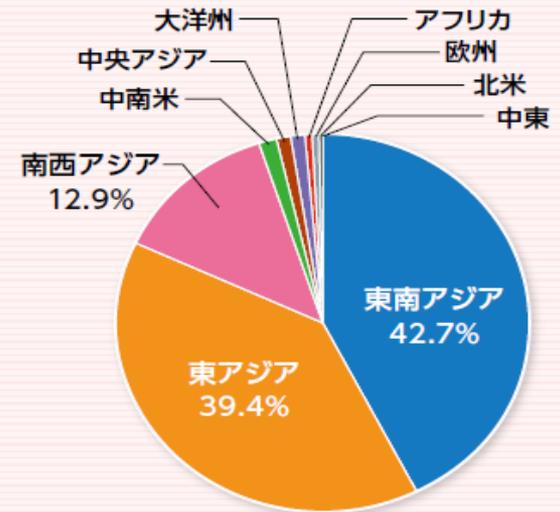
## <JSPS外国人研究者受入れ>

令和4年度 外国人研究者の受入



## <JSTさくらサイエンスプログラム受入れ>

招へい者の地域別内訳

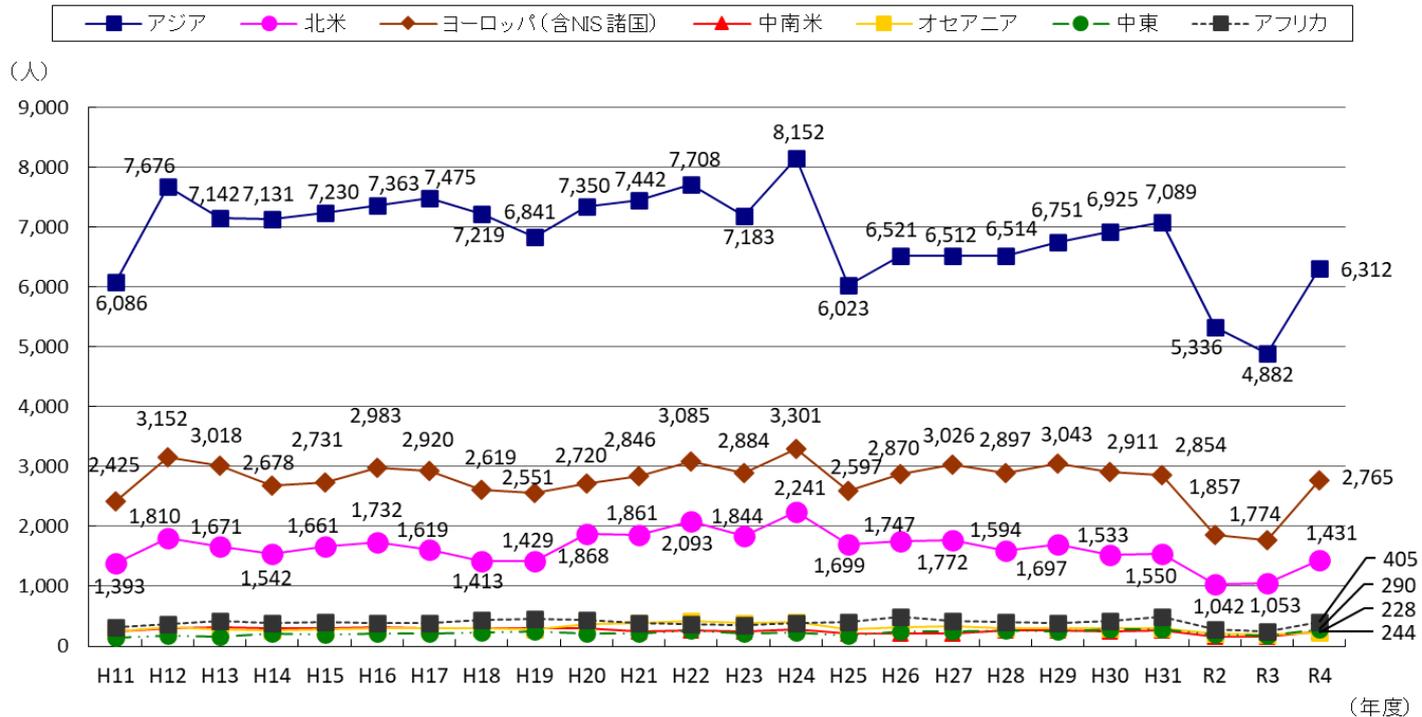


■ 2014年度～2023年度：計39,635人  
■ 世界83カ国・地域から招へい

# <参考施策> 外国からの研究者等の受入れ

- 加えて、JST(科学技術振興機構)では、先端国際共同研究推進事業/プログラム（<sup>アスパイア</sup>ASPIRE）において、欧米等先進国を対象として、先端分野における大型国際共同研究を通じた国際頭脳循環を促進。
- また、2024年度から「日ASEANイノベーション協働連携事業（NEXUS）」を開始し、ASEAN諸国との共同研究、人材交流・育成等、持続可能な協力関係を強化。

## <地域別受入研究者数の推移（中・長期）>



※ 1 か月（30日）を超える期間を中・長期としている

（出典）国際研究交流の概況（令和4年度）

---

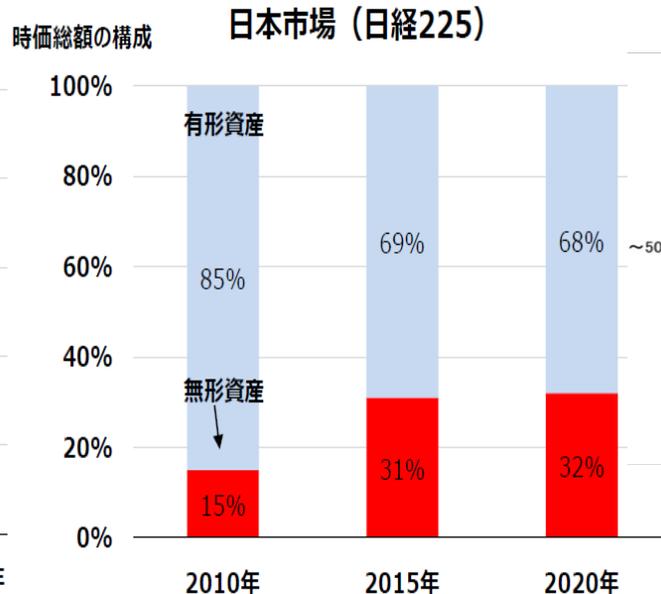
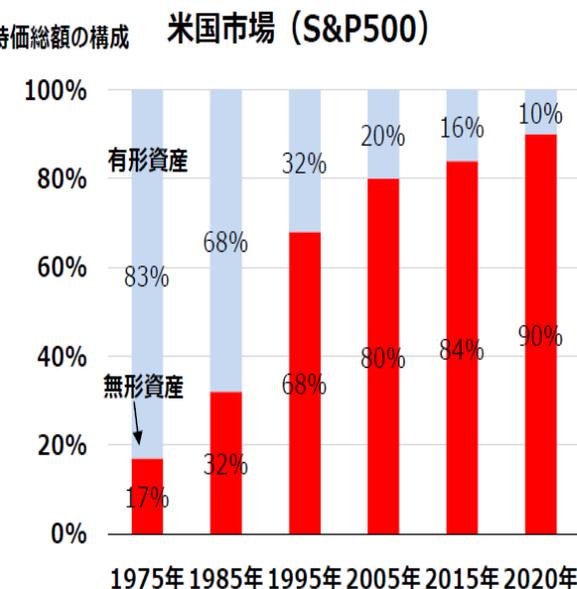
# 知財無形資産投資の促進

～知財・無形資産が価値創造をリードする  
経済社会の実現～

# 今後10年で解決・底上げを図るべき課題

- 知財・無形資産は、高付加価値経済の実現にあたって最も重要な役割を果たす。一方で、日本企業は米国企業に比べて時価総額に占める無形資産の割合が低迷。
- 知の創出拠点である大学も、研究開発の資金獲得に課題。

## 時価総額に占める無形資産の割合



## 民間企業との共同研究の 受金額規模別実施件数内訳



出典：文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」令和4年度実績（調査結果概要）

# 対応の方向性 ①知財・無形資産の可視化による投資促進

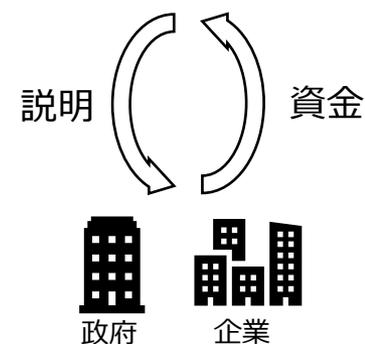
- 「コストカット型経済」から「高付加価値創出型経済」への変革のため、
    - ✓ 民間企業は、研究開発費・知財と売上高その他の経営指標を紐づけて投資家等ステークホルダーに説明していく必要。
    - ✓ 同様に、大学等は、研究開発・知財と社会インパクトを紐づけ、資金の出し手（国からの研究費の拠出に関連して）納税者や民間企業等研究パートナー）に説明していくことが求められる。
- （すなわち、大学側も、知的資産の創造・管理に係る資金投下（研究者等への報酬を含む）を、「コスト」ではなく「資産の形成」と捉えていくことが重要。）



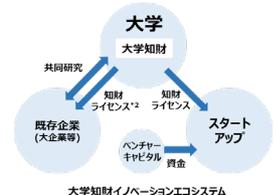
## 知財・無形資産ガバナンスガイドライン

【参考】「知財・無形資産ガバナンスガイドラインVer.2.0」の全ページ

項目	内容
1. 目的	知財・無形資産の適切な管理と活用を促進し、企業の持続的な成長と社会貢献に資することを目的とする。
2. 対象	本ガイドラインは、知財・無形資産を保有するすべての企業に適用される。
3. 原則	透明性、説明責任、公平性を確保し、関係者との協力を促進する。
4. 実施体制	経営陣のリーダーシップの下、専任の知財・無形資産管理部門を設置し、体系的な管理を行う。
5. 情報開示	財務報告やサステナビリティレポートにおいて、知財・無形資産の状況を適切に開示する。
6. 関係者との連携	投資家、取引先、大学等との連携を強化し、相互利益を生み出す。



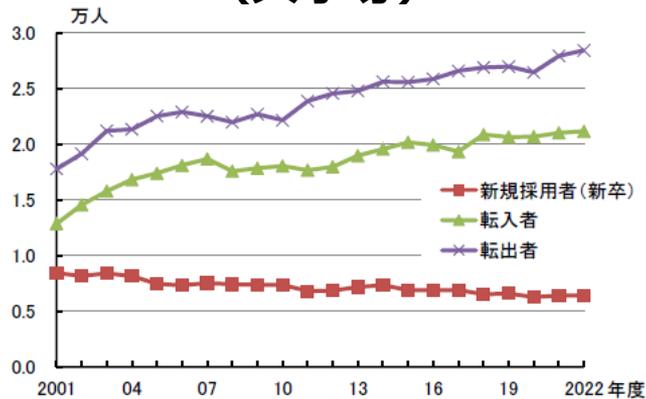
## 大学知財ガバナンスガイドライン



# 対応の方向性 ②大学発知財の取扱いの明確化

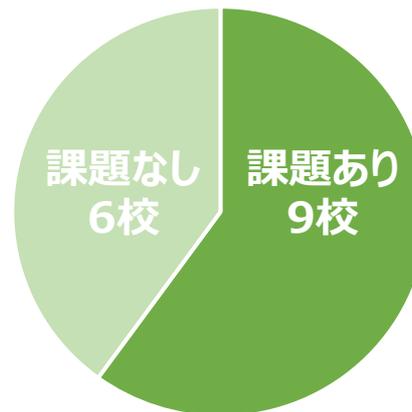
- 大学等の研究者転退職は増加傾向にある中、その際の知財取扱い規定が未整備の大学が存在。
- 研究者の転退職時に、大学間で当該研究者の知財の円滑な取扱いがなされないケースが散見され、課題認識と共に、ガイドライン等の策定を求める声も大きい。
- 研究成果物の社会実装のさらなる促進の観点から、望ましい知財の取扱いのあり方を提示。

## 研究者の新規採用・転入・転出者数 (大学等)

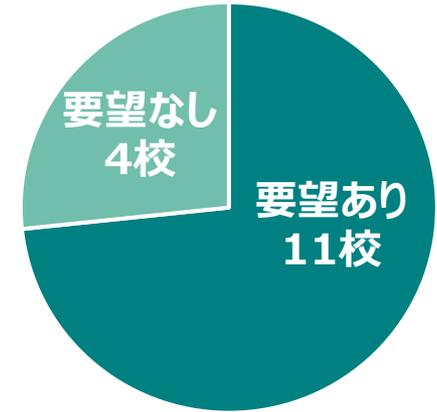


出典：NISTEP「科学技術指標2024」

## 大学等（全15校）との意見交換の実施結果



課題意識の有無



ガイドライン  
策定要望の有無

## 基本的な考え方

- ・大学等の研究者の転退職が進む中、その研究成果物の社会実装のさらなる促進に向けた知財の取扱いを検討する。
- ・本検討においては、研究成果物の社会実装のさらなる促進の観点から、特に望ましい取扱いの類型や例を示すものとする。

# (参考) 大学等研究者の転退職時の知財取扱いに関する検討会 (仮称)

○大学・国立研究所 (以下「大学等」) 研究者の研究成果物の社会実装のさらなる促進を目指し、「大学等研究者の転退職時の知財取扱いに関する検討会 (仮称)」を立上げ予定

## 1. 目的

我が国の国際的なイノベーション力の維持・発展に向けて、イノベーションの担い手となる大学や国立研究機関 (以下「大学等」という) の研究成果物の社会実装のさらなる促進に向けて知財面から検討を行う

## 2. 検討事項

大学等の研究者の研究成果物の社会実装のさらなる促進を知財面から担保するため、大学等の研究者が大学等間で転退職する場合の知財の取扱いのあり方について検討する。特に、大学等の研究者の研究成果物を社会実装に繋げることを意識しつつ、その知財の取り扱いのあり方について検討する

## 3. 検討成果物

上記検討事項をまとめ複数の案を提示する形で整理する  
検討会委員、大学等関係者、大学等研究者等とも意見交換を実施して案を作成  
成果物は10～20ページ程度の簡易なものを想定

## 4. 構成員

大学産学連携関係者、研究機関関係者、法律専門家など  
オブザーバとして、文部科学省、経済産業省、特許庁、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局

## 5. 実施期間

12～2月に検討会を開催 (3回程度)、2月～3月に検討成果物を公表

# <参考施策> スタートアップの知財戦略支援 (INPIT)

- IPASでは、イノベーションの担い手となるスタートアップの知財戦略策定支援として、INPITが知財戦略プロデューサーチームによる助言体制を提供。
- 本チームは、ビジネスメンター・知財メンターから構成され、両面から支援。
- また支援人材についても、知財戦略の構築の支援に必要な人材の育成に向けて、知財支援人材向けのスキルマップの作成を検討している。



知財戦略プロデューサー  
チーム

支援

ビジネス：ベンチャーキャピタル経験者等  
知財：スタートアップ支援経験のある弁理士等



創業期スタートアップ

- ✓ 支援期間は**約5カ月**（2時間×10回の支援）。
- ✓ 公募は**常時受付**に。年2回採択があるため、より申請を行いやすく。
- ✓ 成果を発表するフォーラム（Demo-Day）も開催。スタートアップ支援関係者等とのネットワーキングの場も提供。

## これまでの成果（2018年～2023年）

- ✓ 支援企業数 104社
- ✓ 支援後の総資金調達額 約583億円
- ✓ 支援後の業務提携数 94件
- ✓ EXIT数 3件
- ✓ 支援後の出願件数 664件
- ✓ 得られた成果は事例集としてまとめ、その成果の普及に努める。（これまで5冊公表）



---

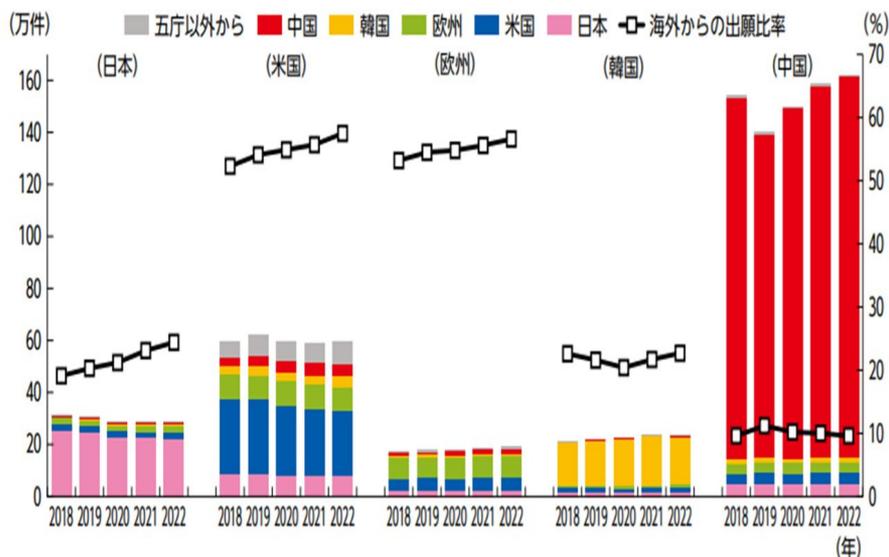
# 国際的求心力ある知財制度・システムの実現

～イノベーションハブを支える制度  
インフラの実現～

# 今後10年で解決・底上げを図るべき課題

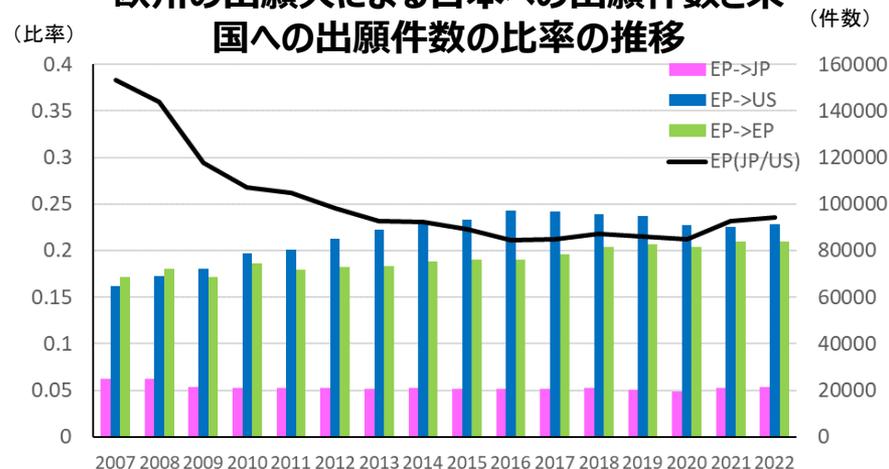
○特許出願件数は、中国・米国に次いで第3位で漸減傾向。海外からの特許出願比率は、欧米に比して低い状況。イノベーションハブとしての地位の確立とともに、その受け皿となる特許申請手続のグローバル化対応を強化していく必要。

## 五庁 特許出願件数推移と特許出願比率の推移

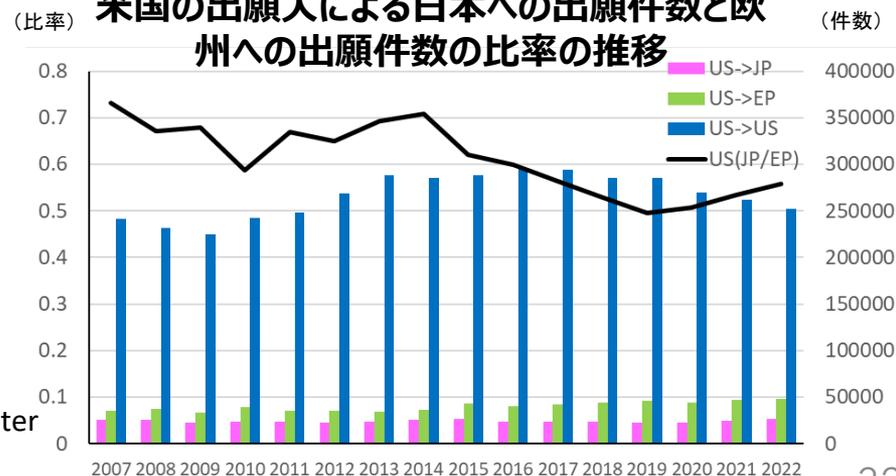


出典：特許庁「特許行政年次報告書2024年版」

## 欧州の出願人による日本への出願件数と米国への出願件数の比率の推移



## 米国の出願人による日本への出願件数と欧州への出願件数の比率の推移



出典：WIPO IP Statistics Data Center  
より内閣府作成

# 対応の方向性 ①国際的に求心力のある知財制度・システムの実現

- 直近10年、様々な環境変化を取り込んだ制度改正・システムの強化を実施。
- 社会経済の環境変化を先取りしながら、知財制度・システムのあるべき姿を検討し、国際的な求心力の高い知的財産制度を追求するとともに、国際的な制度調和を図り、日本企業の海外市場でのビジネスを下支えしていくことが重要。

## 新たな情報財（AI・データ）への対応

### <平成30年 著作権法改正>

- ・ デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備 等。

### <平成30年 不正競争防止法改正>

- ・ 価値あるデータの保護制度（「限定提供データ」）新設。

※知財本部「次世代知財システム検討会」（2016）、「新たな情報財検討会」（2017）。

## デジタル化の進展への対応

### <令和3年 特許法等改正>

- ・ 審判口頭審理のオンライン化 等

### <令和5年 著作権法改正>

- ・ 著作物等の利用に関する未管理著作物裁定制度の創設等

### <令和5年 不正競争防止法等改正>

- ・ デジタル空間における模倣行為の防止
- ・ 特許等に関する手続のデジタル化 等

※知財本部「デジタル時代のコンテンツ戦略タスクフォース」（2022）。

## 技術流出への対応

### <平成27年 不正競争防止法改正>

- ・ 営業秘密侵害行為に対する抑止力の向上（法定刑の引き上げ、非親告罪化、不正使用の推定規定等）、営業秘密侵害罪の処罰範囲の整備（未遂処罰、転得者処罰、国外犯処罰の範囲拡大）

### <令和5年 不正競争防止法改正>

- ・ 営業秘密の規律の強化（国際的な営業秘密侵害事案における手続の明確化等）

## 知財紛争処理強化

### <平成30年 不正競争防止法等改正>

- ・ 証拠収集手続の強化（インカメラ手続） 等

### <令和元年 特許法等改正>

- ・ 損害賠償額算定方法の見直し
- ・ 査証制度の創設 等

### <令和3年 特許法改正>

- ・ 第三者意見募集制度の導入 等

※知財本部「知財紛争処理システム検討委員会」（2016）。

# 対応の方向性 ① 国際的に求心力のある知財制度・システムの実現

○国際的に求心力のある知財制度・システムの実現に向けた対応、今後検討が求められる知財制度・システムに関する論点としては、以下のような視点での検討が指摘される。

## 視点①

### デジタル化 グローバル化への対応

#### <論点（例）>

- ・ 国際的な事業活動におけるネットワーク関連発明等の適切な権利保護（cf. 特許庁政策推進懇談会、特許制度小委員会）
- ・ 仮想空間におけるデザインに関する意匠制度の在り方（cf. 特許庁政策推進懇談会、意匠制度小委員会）
- ・ 外国語出願対応の強化（[36頁参照](#)）
- ・ 東南アジア等新興国への協力の強化（[37頁参照](#)）
- ・ グローバル水準の知財紛争処理システムの実現（損害賠償額の引き上げ（[35頁参照](#)）、証拠開示手続等、訴訟手続のDX対応（[39頁参照](#)）

## 視点②

### AIと知的財産制度 ・システム

#### <論点（例）>

- ・ 生成AIにおける俳優や声優等の肖像や声等の利用・生成に係る保護の在り方（cf. 知財推進計画2024）
- ・ 生成AI技術の発達を踏まえた意匠制度上の適切な対応（cf. 特許庁政策推進懇談会、意匠制度小委員会）
- ・ 生成AIの開発・提供者の共同発明者としての地位の在り方
- ・ AIが自律的に生成した発明の取扱い

## 視点③

### 成長領域の知財保護の 強化

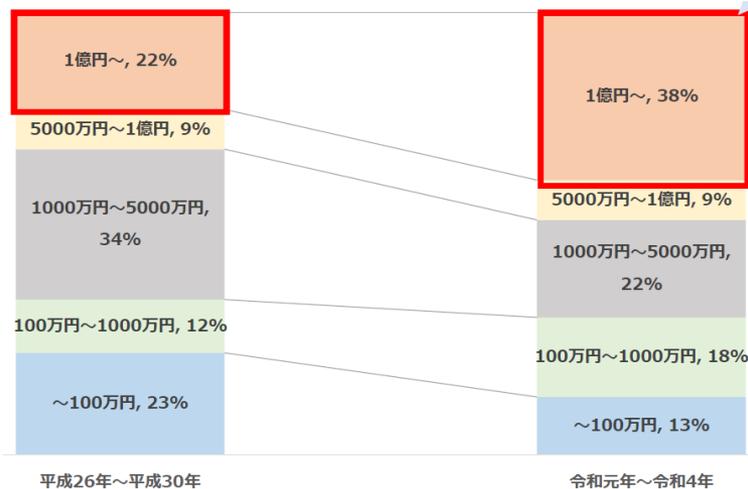
#### <論点（例）>

- ・ 海賊版対策の強化
- ・ 我が国が強みを有するキャラクター保護の在り方

## (参考) 損害賠償算定方法の改善

- 特許権侵害に対する救済措置の強化策として2019年、特許法第102条が改正され、売上げの減少による逸失利益のみならず、ライセンス機会の喪失による逸失利益も含めて特許権者が受けた損害の額とすることが可能となり、損害賠償請求訴訟における認容額は増加傾向にある。
  - 一方、侵害の行為がなければ、事業者はその才覚により設備投資や人員増強で生産能力を向上させることが可能であり、近年は外部に生産委託をするケースも増える中、損害賠償の算定方法として、「実施の能力」は、潜在的な能力で足りるとする判決が出されており（※）、アウトソーシング等の拡大といったビジネスの実態を踏まえた認容額が今後も柔軟に採用されるのか等動向を注視。
- (※) 令和2年2月28日知財高裁大合議事件判決（平成31年（ネ）第10003号）では、「実施の能力」は、潜在的な能力で足り、生産委託等の方法により、侵害品の販売数量に対応する数量の製品を供給することが可能な場合も実施の能力があるものと解すべき」と判示。
- また、同法第1項及び第2項に係る損害賠償の請求において、故意・重過失と過失は同等の扱いとなっているが、模倣品・海賊版への抑止力として有効であるのか明らかではない。
- ➡2019年法改正について判例分析等により効果検証を行い、更なる対応の必要性を含め検討をすべきではないか。

### 特許権侵害に係る損害賠償請求訴訟における認容額（東京地裁・大阪地裁） （現状）



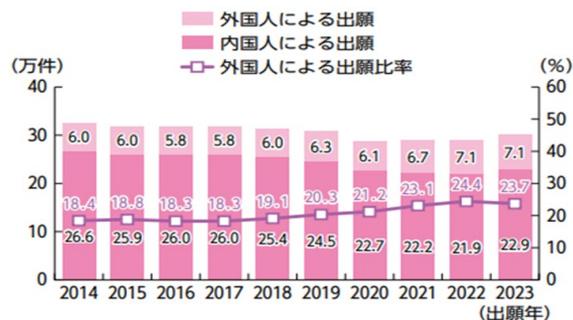
- 2019年特許法改正により、東京地裁、大阪地裁における損害賠償請求訴訟における認容額としては、1億円以上の割合が増加している。
- 認容額としても、令和4年には27億円を超える判決も出ており、金額自体も増えている状況。

(出典) 知財高裁ウェブサイト「統計」より特許庁作成

# 対応の方向性 ②外国語出願対応の強化

- 人口減に伴い、将来、我が国の市場規模は頭打ちが予想され、海外勢からの外国出願が減少する可能性がある中、受け入れ環境の整備等を図ることで知財を我が国に誘引し、イノベーション創出の促進が可能。
- 外国出願の関連書類（出願等）に基づいた手続きは、一定の翻訳コストが発生。
- 翻訳負担の低減化・削除（ex機械翻訳）により、外国からの出願取り込みが増加することが期待。
  - ➡我が国のイノベーションハブとしての機能強化（更に迅速かつ高品質な審査の裨益者の拡大）
  - ➡中小企業等の国内出願人を中心に第三者監視負担が増大

## JPOにおける特許出願構造



(備考)・国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている。  
 (資料)・第2部第2章4. (1) を基に特許庁作成。

出典：特許庁「特許行政年次報告書2024年版」

## 外国語書面による出願制度の対比と原本書類の取扱い

国	日	英	独	仏	韓	中
外国語書面出願での受付言語	全て	全て	全て	全て	英語のみ	- (※1)
原本書類の言語	日本語	英語・ウェールズ語	独語	仏語 (※2)	韓国語	中国語

※1：中国では、中国語以外の言語による出願は認められていない。

※2：欧州特許の場合、フランス語、英語、ドイツ語。第 L614 条 7では、争いが生じた場合に、フランス語の翻訳が必要と規定。

出典：内閣府調べ

外国出願数は過去10年で増加しているが（18%程度増）、受け入れ環境の整備等により更なる後押しが可能か。

## ■今後の方向性

- ・過去の調査結果を踏まえつつ、外国語書面出願制度のイノベーション促進面での有効性と、ユーザーニーズに即した受け入れ環境のありかた、それらのメリット・デメリットの比較検討のための調査研究を進めるべきか。

【参考】過去の類似調査では以下の点が指摘される。

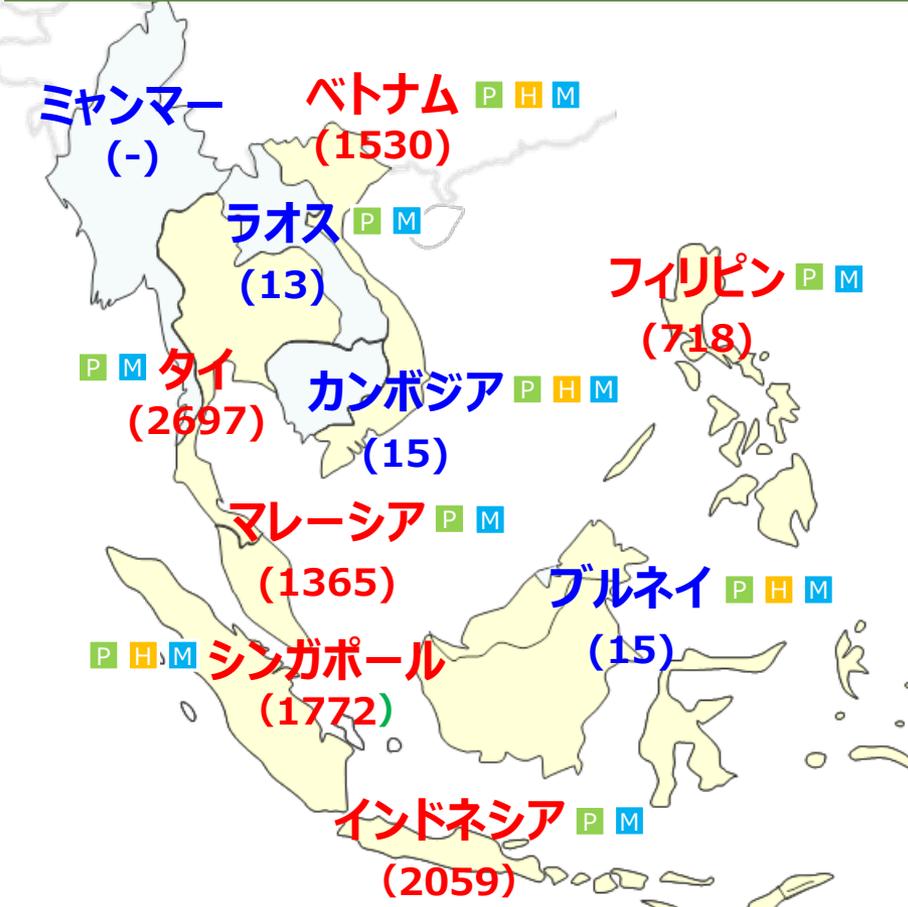
○翻訳コストが低減した場合の出願人行動について、日本へ出願する際の翻訳負担が軽減されたとしても、出願人が直ちに日本へ出願行動に移るとは限らない。（出願件数の増加は数%から2割程度の見込み）

○侵害訴訟等の司法手続において、現行の裁判所法の下では、特許関連書類の翻訳文は必要と考えられる。

（出典）特許庁、社会環境の変化を見据えた外国語書面特許出願の審査の在り方に関する調査研究報告書（2020年2月）

# 対応の方向性 ③東南アジア等新興国への協力の強化

- 経済発展度、知財制度の整備状況等の違いを背景に、各国が抱える課題は大きく異なる。
- 事情を踏まえ、東南アジア等新興国の特許庁への働きかけを強化することにより、日本企業の海外進出の下支えを行う。
- 特に、ASEANの特許審査の迅速化と品質向上に焦点を当てて支援する。



**ASEAN主要6ヶ国：**  
シンガポール、インドネシア、タイ、マレーシア、フィリピン、ベトナム

- ・知財制度がほぼ整備されている（シンガポールは先進国と同等）
- ・審査の遅延、運用の不透明さ、知的財産保護水準の低さ等が課題

○今後の取り組み

- ・審査の迅速化・品質向上のための支援
- ・国際条約加盟支援・運用強化支援

**ブルネイ、ラオス、カンボジア、ミャンマー**

- ・知的財産制度の発展が初期段階

○今後の取り組み

- ・知的財産制度・体制の整備支援
- ・国際条約加盟支援・運用強化支援

( ) 内：2022年日本からの特許出願概数(WIPO統計より)  
 (-)：WIPO統計情報なし  
 P：PCT加盟 H：ハーグ協定加盟 M：マドプロ加盟

# 対応の方向性 ④キャラクター保護

○キャラクタービジネス（国内）の市場規模が継続して増加し、キャラクター保護の重要性が高まっている。その充実化に向けて、諸外国と比較して我が国の法的保護が十分に機能し、またユーザーの期待に応えられているか。

## ■キャラクタービジネスの市場規模推移



注1. キャラクタービジネス市場規模は商品化権市場規模と版權市場規模の合計値

注2. 商品化権とは、商品に付帯してキャラクターを使用する権利であり、小売金額ベースにて算出

注3. 版權とは、出版権、広告宣伝やイメージキャラクターとしての使用権などであり、契約金額ベースにて算出

注4. 2024年度は予測値

出典：矢野経済研究所HP  
[https://www.yano.co.jp/press-release/show/press\\_id/3569](https://www.yano.co.jp/press-release/show/press_id/3569)

## ■キャラクターに紐づく累積収入 (Top5) (2018年まで)

メディア・フランチャイズ	累積収入
1. Pokémon (ポケモン)	921億ドル
2. Hello Kitty (ハローキティ)	800億ドル
3. Winnie the Pooh	750億ドル
4. Mickey Mouse & Friends	706億ドル
5. Star Wars	656億ドル

出典：新しい資本主義実現会議（第26回）資料より抜粋

## ■キャラクターの保護形態

	日本	米国	欧州	韓国	中国
著作権	キャラクターのイラスト（絵画）などの創作的表現は「美術の著作物」として保護され得る。	キャラクターのイラスト（絵画）などの創作的表現は著作物として保護され得る。	「著作物」の概念は規定や指令で具体的な定義がないものの、キャラクターのイラスト（絵画）などの創作的表現は著作物として保護され得る。	キャラクターのイラスト（絵画）などの創作的表現が「絵画…応用美術著作物その他の美術著作物」として保護され得る。	キャラクターのイラスト（絵画）などの創作的表現が「美術の著作物」として保護され得る。
商標権	キャラクターの名称やマーク、立体的形状などが保護され得る。	キャラクターの名称やマーク、立体的形状などが保護され得る。	キャラクターの名称やマーク、立体的形状などが保護され得る。	キャラクターの名称やマーク、立体的形状などが保護され得る。	キャラクターの名称やマーク、立体的形状などが保護され得る。
意匠権	グッズなどの物品の形状等が保護され得る。GUI等の操作画像や表示画像が保護され得る。物品以外に投影される画像を含む。	グッズなどの物品の形状等が保護され得る。物品に関連した画像であれば保護され得る。物品以外に投影される画像を含む。	グッズなどの物品の形状等が保護され得る。画像自体が意匠として保護され得る（物品との関連性は必須ではない。）	グッズなどの物品の形状等が保護され得る。GUI等の操作画像や表示画像が保護され得る。物品以外に投影される画像を含む。	グッズなどの物品の形状等が保護され得る。物品のGUI等の意匠が保護され得る。
不正競争防止法	他人の商品等表示（氏名、商号、商標、包装、容器等）として周知のものと同じ・類似の商品等表示を使用し、混同を生じさせる行為や、他人の商品形態を模倣した商品を譲渡等する行為等を規制する。	該当する法律なし。ただし、商品の形態及び外観は「トレードドレス」として連邦法であるランハム法により保護され得る。	各国の法制が適用される。例）ドイツ 競争者の商品又は役務の模倣である商品又は役務を提供する場合、模倣にとって必要な知識又は資料を不誠実に取得する場合等や、不正な取引行為を規制する。	正当な事由なく国内に広く認識された他人の氏名、商号、商標、商品の容器・包装、その他に他人の商品であることを表示した標識と同一もしくは類似するものを使用し、混同を生じさせる行為や、他人の商品形態を模倣した商品を譲渡等する行為」等を規制する。	「一定の影響力を有する他社の商品名、パッケージ、装飾等と同一または類似のロゴを無断で使用する行為」や「他の商品と誤認したり、他の商品と特定のつながりを持たせる可能性のある紛らわしい行為」等を規制する。

# <参考施策> 訴訟システムのDX化

- 令和4年5月18日、民事訴訟法等の一部を改正する法律が成立。
- 改正法により、民事裁判手続の全面的なデジタル化が段階的に拡大し、ウェブ会議等の活用、インターネットを利用した申立て、事件記録の電子化等が令和10年までの間に実現。

## IT化の現状

現状では、例えば、次のとおり、民事訴訟の手続のIT化は、限定的

- ① 訴えの提起は書面の提出による
- ② 口頭弁論（法廷）のウェブ参加は認められていない
- ③ 記録（書面）の閲覧は裁判所でなければならない

## 検討の経緯

- 令和2年2月21日 法制審議会への諮問
- 令和4年2月14日 要綱決定
- 令和4年3月8日 法律案閣議決定
- 令和4年5月18日 成立（令和4年法律第48号）

## 民事訴訟制度のIT化

一層の迅速化及び効率化等を図り、民事裁判を国民がより利用しやすいものとする観点から、民事訴訟法を見直し、民事訴訟制度を全体的にIT化

### ① オンライン提出等

(1) 訴状等のオンライン提出が一律に可能  
【民訴132条の10等関係】

(2) 裁判所からの送達をオンラインによることも可能  
【民訴109条-109条の4等関係】

※ 弁護士等は、オンライン提出・受取を義務化  
【民訴132条の11関係】

### ② ウェブ参加等

(1) ウェブ参加が可能な期日（ex. 口頭弁論）の拡充・要件の緩和  
【民訴87条の2等関係】

(2) 電話（音声のみ）による参加が可能な期日の要件の緩和  
【民訴170条等関係】

### ③ 記録の閲覧等

(1) 訴訟記録を原則電子化  
【民訴132条の12・132条の13、160条、252条等関係】

(2) 当事者はインターネットで裁判所のサーバにアクセスして閲覧等が可能  
【民訴91条の2関係】

---

## **3. AIの利活用による知的創造サイクルの加速化**

# AIの利活用による知的創造サイクルの加速化

## 目指す姿

- AIの利活用推進による生産性向上・創造活動の迅速化。
- 日本に「強み」がある分野でのAI開発の促進とこれによる価値の創造。
- 獲得した経済価値の創造活動への再投資  
→ (人口減少下にあっても) 強靱な知的創造サイクルの構築。

## 課題と「対応強化」の方向性

□ AIを利用した発明創作等の知財制度・運用上の考え方が不明確

□ クリエイター・権利者の懸念

□ 生成AIの積極利用に慎重な傾向

### <AI開発者との共同発明時の考え方の整理>

- 発明創作に貢献した生成AIの開発者も貢献度によっては発明者になり得ることを確認し、AI開発者の地位を明確化することを検討。

### <クリエイター・権利者の懸念への対応>

- 「AI時代の知的財産検討会」における考え方の普及・啓発の促進。
- 生成AIにおける俳優や声優等の肖像や声の利用・生成に関する法制上の考え方の整理。

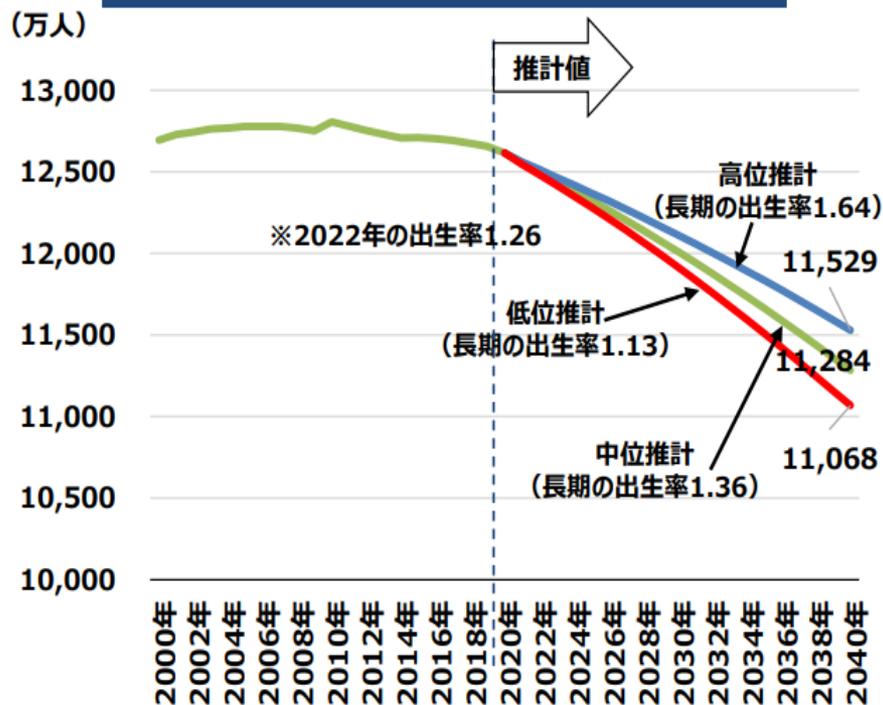
### <AI利用による知的創造サイクルの加速化>

- 知的創造活動への積極的な活用の推進

# 今後10年で解決・底上げを図るべき課題

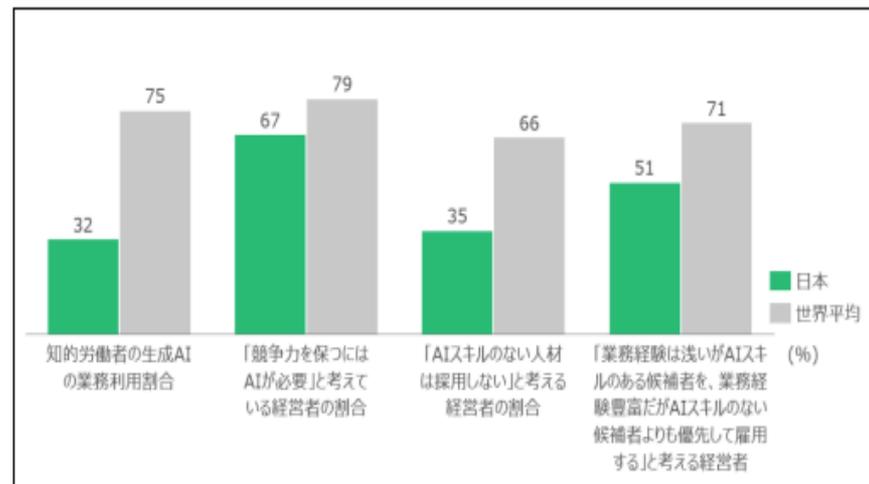
- 我が国の創造人材層は、今後の人口減少に伴い先細っていくことが想定される。
- AIは人口減少を補う有力なツールと考えられるが、現状、我が国の生成AI利用は積極的とは言い難い状況。（生成AIの業務利用割合は、世界平均75%に対し、日本は32%で対象国中で最下位）

## 我が国の総人口の推移



## 企業における生成AIの現状についての国別比較

(Microsoft・LinkedIn『2024 Work Trend Index Annual Report』)



# 対応の方向性 ①AIと知的財産制度を巡る論点

- AI技術を活用した発明保護の在り方についても、中間とりまとめ（2024年3月公表）にて整理がなされたところ、AI技術の進展や、今後の国際動向等を踏まえながら必要に応じた検討が求められていた。
- 国際動向の観点から、米国ではAIの支援を受けた発明の発明者適格に関するガイダンスを公表しており（2024年2月）、**技術進展も踏まえ、日本においても発明者認定における更なる検討が求められる。**
- なお、特許庁では、AI関連発明の特許審査については、AI審査事例の追加公表やAI審査支援チームの設置など、AI審査体制の充実化が図られている状況。

## 「AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」に関連した発明保護の対応

- ◆ 生成AIと知財をめぐる懸念・リスクへの対応等や、AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方について取りまとめる。
- ◆ 発明の保護に関しては、AIを利用した発明の取扱いの在り方、及びAIの利活用拡大を見据えた進歩性等の特許審査上の課題を取り上げたところ。
- ➔ **今後、生成AIを利用した発明の特許出願する場合、当該発明の発明者については、使用した生成AIの開発者（例えば、学習データの選択、ファインチューニングを行った者等）が含まれ得るか否か、また含まれ得る場合の類型や判断手法などの検討が必要ではないか。**

### （参考）AI技術の進展に対応した特許審査体制の強化

#### ○AI審査事例等の公表

- ◆ AI関連技術が様々な技術分野で発展し、その技術の知的財産による保護が注目を集めている点を踏まえ生成AIに関する事例を含む新規の事例（10事例）を追加作成し公表（2024年3月）。

#### ○AI審査支援チーム

- ◆ 管理職員等とAI担当官から構成される「AI審査支援チーム」を2021年に発足し、その後体制強化も図る。
- ◆ 2024年4月にAI担当官に研修・助言を行うAIアドバイザー（外部有識者）を設置。

# (参考) AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方

## 1. AIを利用した発明の取扱いの在り方

**発明者** = 発明の技術的特徴部分の具体化に**創作的に関与した者**

- 現時点では、AI自身が自律的に創作活動を行う段階であるかは定かではなく、**AIを自然人が利用した発明創作活動が一般的**
- この場合、特許法の運用においては、AIを利用した自然人について、**従来の発明者認定の考え方（発明の特徴的部分に関与した度合いに応じて発明者を認定する考え方）**が適用できると考えられる

## 2. AIの利活用拡大を見据えた進歩性等の特許審査上の課題

**進歩性の判断** = 先行技術に基づき、技術常識や技術水準を総合的に考慮して当業者が請求項に係る発明を容易に想到できたことの論理付けができるか否かを検討

- AI技術の存在を踏まえつつ、**これまでの運用に従い**、幅広い分野でのAIの活用について**技術常識や技術水準を的確に把握した上でそれを考慮することにより**、適切な進歩性の判断を行うことができると考えられる

**今後も、AI技術の進展や、今後の国際動向等を踏まえながら、必要に応じて、特許庁は関係省庁とも連携の上、適切な発明の保護の在り方の検討が必要**

また、特許審査プロセスにおけるAIの積極的な活用による審査の効率化や質の向上に加え、発明等の創造・保護・活用の各過程におけるAI技術の活用（例えば、特許性の検討等の出願や権利化をサポートするAIサービスの開発・利用等）を通じたイノベーションの創出についても、AI技術の進展の状況を踏まえて検討が必要である（なお、意匠についても同様である）

# (参考) 米国でのガイドライン

- USPTOは、2024年2月、AIの支援を受けた発明の取扱いについて明確化を図るためのガイドランスを発行。
- 当該ガイドランスでは、出願人・USPTO審査官がAIの支援を受けた発明における自然人の貢献が顕著であるかどうか判断する際に役立つように指針が示され、指針が審査においてどのように扱われるかを説明する2つの事例が提供された。

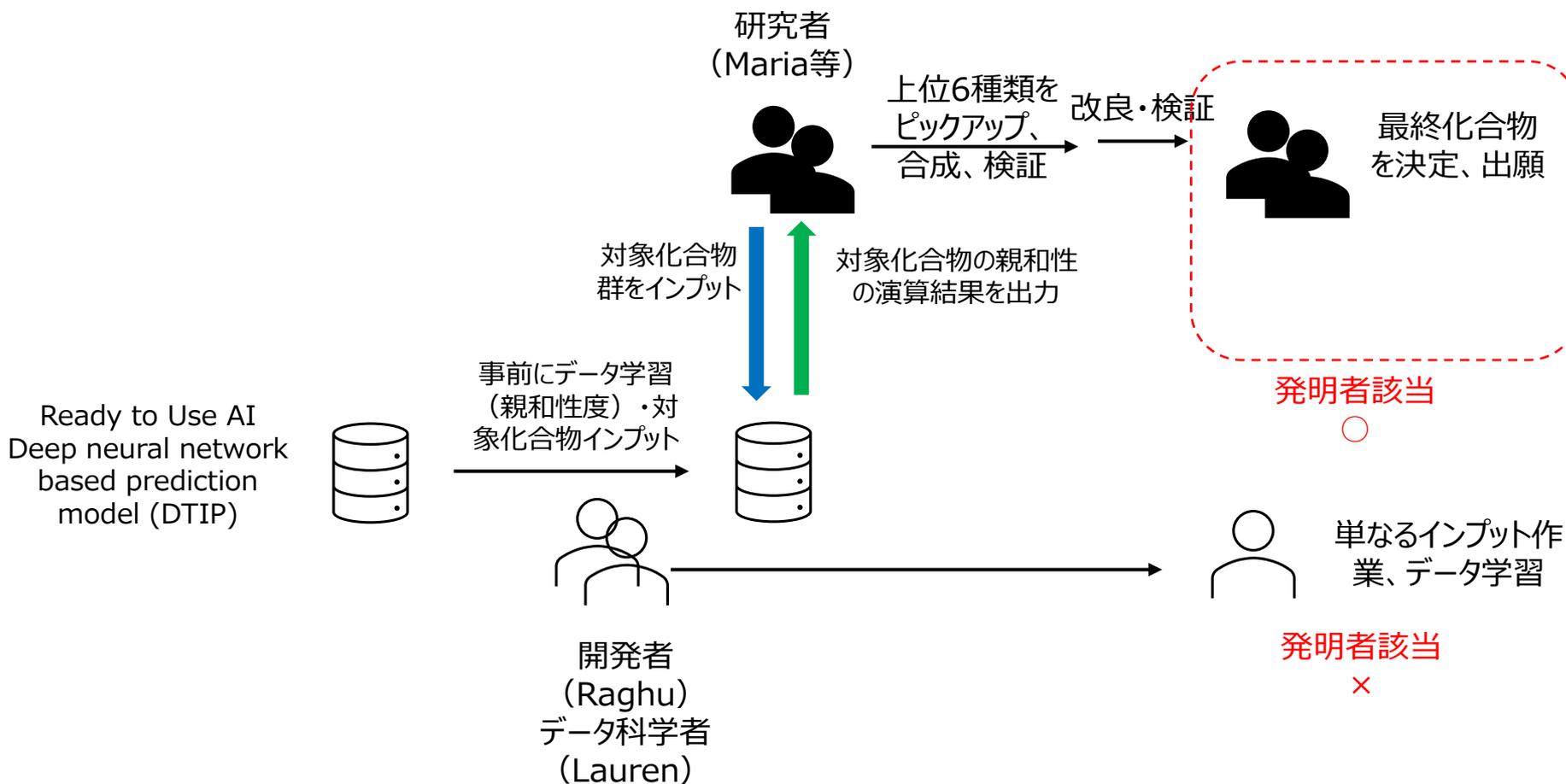
## 指針

- ① 自然人が発明の創作にAIを使用したからといって、発明者としての貢献が否定されるわけではない。
- ② AIに問題を提起しただけの自然人は、AIの出力から特定される発明の適切な発明者ではない可能性がある。しかし、AIから特定の解決策を引き出す方法が顕著な貢献となる可能性はある。
- ③ 発明を実施に移行しただけでは顕著な貢献とはいえない。したがって、AIの出力を発明として認識・評価するだけの自然人は、特に、その出力の特性や有用性が当業者にとって明らかである場合には、必ずしも発明者であるとはいえない。
- ④ 状況によっては、特定の解決策を引き出すために特定の問題を考慮してAIを設計、構築または訓練する自然人が発明者になる可能性がある。
- ⑤ 単に発明に使用されるAIを所有または監督する者は発明者とはいえない。

出典：JETRO NY 知的財産部（2024年2月13日）

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/Ipnews/us/2024/20240213.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/us/2024/20240213.pdf)

# (参考) 米国での仮想事例1 (Developing a Therapeutic Compound, C11-2)



# (参考) 米国での仮想事例2 (Developing a Therapeutic Compound, CI3)

